

令和2年10月

宮古地区広域行政組合議員全員協議会会議録

令和2年 10月14日 開会
令和2年 10月14日 閉会

宮古地区広域行政組合

令和2年10月宮古地区広域行政組合議員全員協議会

令和2年10月14日（水曜日）

午前10時55分開議

議事日程

1 報告事項

(1) 議会運営委員会審議結果の報告について

2 説明事項

(1) 令和元年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について

(2) 令和2年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）

(3) 宮古地区広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(4) 令和2年度Net119緊急通報システムの運用開始について

3 その他

出席議員（13名）

1番	合 砂	丈 司 君	2番	木 村	誠 君
3番	八重樫	龍 介 君	4番	阿 部	吉 衛 君
5番	伊 藤	清 君	6番	高 橋	秀 正 君
7番	畠 山	昌 典 君	8番	畠 山	拓 雄 君
9番	落 合	久 三 君	10番	豊間根	信 君
11番	黒 沢	一 成 君	12番	中 村	勝 明 君
13番	藤 原	光 昭 君			

欠席議員（0名）

説明のための出席者

事 務 局 長	大 森	裕 君
総 務 課 長	佐々木	俊 彦 君
施 設 課 長	田 中	晋 君
施 設 課 主 幹	坂 本	好 治 君
消 防 長	小 林	達 広 君
消防次長兼総務課長	中 村	光 宏 君
消防次長兼消防課長	畠 山	毅 君
指 令 課 長	石 田	康 典 君

議会事務局出席者

書	記	坂 本	百 洪 君
書	記	舘 洞	秀 徳 君

◎開 会

○議長（藤原光昭君） それでは、全員おそろいのございますので、若干時間は早いのですけれども、始めたいと思います。

ただいまの出席議員は13名でございます。定足数に達しましたので、これより議員全員協議会を開会いたします。

事務局長。

○事務局長（大森 裕君） 開会の前に一言申し上げます。本日の我々の服装なんですけれども、議員さん方には先日の案内の中でクールビズをお願いしていたところなんですけれども、本日、復興大臣が来られるということで、職員はネクタイを着用するようということがございましたので、本日、我々事務局側はネクタイ着用で対応させていただきたいと思います。ご了承いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

◎議会運営委員会審議結果の報告について

○議長（藤原光昭君） それでは、先ほど議会運営委員会が終わりましたので、議会運営委員長に審議結果の報告を求めます。

落合議会運営委員長。

○議会運営委員長（落合久三君） それでは、議会運営委員会での審議結果を報告いたします。

初めに、委員会条例及び会議規則の改正についてであります。

この件につきましては、9月2日開催の議員全員協議会で協議し、発議案として提出することの了承を既に得ております。

発議案の内容、提出者、賛成者及び本会議での提案者について決定をし、先ほど議長に発議案を提出いたしました。提出者は私で、賛成者は豊間根議員、八重樫議員、畠山拓雄議員であります。

次に、議事日程であります。発議案の提出の決定を受け、次のように議事日程を決したところであります。

初めに、議長が開会宣言を行います。

次に、諸報告で、監査委員からの令和元年度及び令和2年度の例月現金出納検査の結果について、その写しをもって報告とするものであります。

日程第1の会議録署名議員の指名につきましては、会議録署名議員を2名、議長から指名していただきます。今回は5番、伊藤清議員、6番、高橋秀正議員をお願いいたします。

日程第2の会期の決定につきましては、会期は10月14日の1日間ということで本会議に諮って会期を決定いたします。

日程第3の認定第1号 令和元年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

なお、一般質問はございませんでした。

日程第4で、議案第1号 令和2年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

日程第5で、議案第2号 宮古地区広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

日程第6で、発議案第1号 宮古地区広域行政組合議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

日程第7で、発議案第2号 宮古地区広域行政組合議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

なお、日程第6、発議案第1号及び日程第7、発議案第2号については一括提案とし、質疑、討論を省略し、採決は議案ごとに行います。

以上が議会運営委員会の審議結果であります。

○議長（藤原光昭君） ただいま議会運営委員長の報告がございました。これについて何かご質問ございますか。

消防長。

○消防長（小林達広君） 大変申し訳ありませんけれども、資料のほうの訂正をお願いしたいと思います。

実績報告書になりますけれども、こちらの実績報告書の35ページをお開き願います。

35ページの下の方になりますけれども、ここに「系列1」とありますが、こちらのほうは「通報件数」になります。そして、右のほうに移ってもらって、番号、数字の1、2、3、4、5とありますけれども、これが左側から平成27年、次が平成28年、次が平成29年、次が平成30年、一番右が令和元年となりますので、こちらのほう、申し訳ありませんけれども、訂正のほうをお願いいたします。

○議長（藤原光昭君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 訂正をお願いします。

◎令和元年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（藤原光昭君） それでは次に、説明事項の令和元年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について、事務局の説明を求めます。

佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木俊彦君） 皆さん、おはようございます。

決算の説明でございますが、座ったままで進めてよろしいでしょうか。失礼をいたします。

今回、決算の資料といたしましては、資料ナンバー1と資料ナンバー2をお手元に配付してございます。説明につきましては、資料ナンバー1で説明させていただきますので、資料ナンバー1の1ページをお開き願います。

この表ですが、実質収支に関する調書でございます。

歳入総額は31億3,010万円、歳出総額は30億5,661万9,000円で、歳入歳出差引き額は7,348万1,000円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収

支は同額の黒字となっております。

次に、2ページ、3ページをお開き願います。

歳入の主な概要からご説明を申し上げます。

1款分担金及び負担金は、構成市町村からの組合負担金で、収入済額は29億4,481万1,000円でございます。各市町村の負担金の内訳につきましては、事務・事業の説明欄に記載しているとおりでございます。内訳につきましては、説明は省略させていただきます。

次に、2款使用料及び手数料ですが、行政財産の使用料のほか、ごみ処理、し尿処理手数料及び危険物取扱許可等の手数料で、収入済額は5,564万3,000円でございます。

次の3款国庫支出金は、廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金で、収入済額は2,457万1,000円でございます。

次に、4款県支出金は、岩手県防災航空隊派遣職員の人件費に係る県負担金で、収入済額は942万7,000円でございます。

5款財産収入ですが、貸付土地の賃借料及び消防車両の売払収入で、収入済額は398万9,000円でございます。

6款繰越金の収入済額は、前年度繰越金4,356万円でございます。

7款諸収入は、資源物売却代金等の雑入等で、収入済額は4,809万9,000円でございます。

下段の歳入合計欄に記載してありますように、歳入は、予算現額31億2,047万5,000円に対しまして、調定額及び収入済額ともに31億3,010万円で、収入未済額はございません。

次に、4ページ、5ページをお開き願います。

歳出の主な内容でございます。

1款議会費は、支出済額が92万3,000円で、議員報酬及び費用弁償を含む議会運営費でございます。

2款総務費は、支出済額が8,205万4,000円で、これは、主に職員人件費を含む一般管理費及び監査委員報酬を含む監査委員費でございます。

3款衛生費は、支出済額が9億6,784万8,000円で、これは、主に清掃総務費のごみ収集運搬委託料のほか、各施設の管理運営に要する施設費及び災害ごみ処理事業費でございます。

4款消防費は、支出済額が19億6,903万4,000円で、これは、主に職員人件費を含む常備消防費のほか、新里分署の移転整備費及び各種消防車両等の購入費を含む消防施設費でございます。

5款災害復旧費は、支出済額が876万7,000円で、これは、台風19号により発生いたしました最終処分場の法面崩落に係る災害復旧工事費でございます。

6款公債費は、支出済額が2,799万3,000円で、これは、ごみ焼却施設、リサイクル施設及び消防施設整備に係る長期債元金償還金及び償還利子でございます。

7款の予備費の支出はございません。

下段の歳出合計欄に記載してありますように、歳出は、予算現額31億2,047万5,000円

に對しまして、支出済額は30億5,661万9,000円で、不用額は6,385万6,000円でございます。

以上が令和元年度歳入歳出決算の概要でございます。

○議長（藤原光昭君） ただいま事務局より説明がございました。これについて何かございますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） それでは、次に進みます。

◎令和2年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）

○議長（藤原光昭君） 次に、令和2年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）について、事務局の説明を求めます。

佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木俊彦君） それでは、補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。

資料ナンバーは3になりますので、資料ナンバー3の1ページ、2ページをお開き願います。

この表でございますが、補正予算（第2号）の総括表でございます。款別に補正額及び財源内訳を掲載しているものでございます。

補正予算の概要をご説明申し上げますので、3ページ、4ページをお開き願います。

今回の補正予算につきましては、職員の採用、退職及び人事異動に伴う職員給与費等の支給実績と今後の収入見込みにより、各費目に計上しております人件費を補正するほか、ごみ搬入路補修に係る工事請負費等の計上、事業費の確定に伴い委託料等を減額するものでございます。

下段の歳出の合計欄に記載してありますように、補正予算の総額は1,490万4,000円を減額するもので、補正後の歳入歳出予算の総額を31億9,587万8,000円とするものでございます。

人件費の補正内容につきまして、給与費明細書を添付してございますので、7ページ、8ページをお開き願います。

7ページのほうの1の一般職の（1）総括のところの比較の欄をご覧ください。

職員数でございますが、1名の減でございます。これは、消防職員数の減によるものでございます。

給与費でございますが、給料が416万6,000円の減額、職員手当が140万1,000円の減額、合計で556万7,000円の減額でございます。

共済費は1,257万7,000円の減額で、給与費との合計額は1,814万4,000円の減額でございます。

大変恐縮ではございますが、資料のほう、3ページ、4ページにお戻りいただきたいと思っております。

下段にあります歳出の概要をご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の補正額は18万6,000円の増額で、給

料等の人件費の補正でございます。

3 款衛生費、2 項清掃費、2 目ごみ焼却施設費の補正額は223万1,000円の減額で、給料等の人件費の補正のほか、事業費の確定による機器の保守点検業務委託料及び公課費の補正でございます。

3 目埋立処分地施設費の補正額は374万6,000円の増額で、事業費の確定による設計業務委託料の減額のほか、ごみ搬入路補修工事に伴う工事請負費の計上及び工事に伴う電柱支線の移設補償費を計上するものでございます。

4 目し尿処理施設費の補正額は226万2,000円の増額で、給料等の人件費の補正のほか、市町村職員健康福利機構負担金の補正でございます。

6 目リサイクル施設費の補正額は224万4,000円の減額で、給料等の人件費の補正でございます。

4 款消防費、1 項消防費、1 目常備消防費の補正額は1,642万3,000円の減額で、給料等の人件費の補正でございます。

次に、歳入をご説明いたしますので、上段にあります歳入の概要をご覧ください。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目組合負担金の補正額は9,028万2,000円の減額で、前年度繰越金等の計上により市町村負担金を減額するものでございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、2 目消防費国庫補助金の補正額は68万5,000円の増額で、緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付決定に伴い補正するものでございます。

5 款財産収入、2 項財産売払収入、1 目物品売払収入の補正額は121万3,000円の増額で、消防車両の売払収入を計上するものでございます。

6 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金の補正額は7,348万円の増額で、前年度繰越金を計上するものでございます。

各市町村の負担金につきましてご説明をいたしますので、5 ページ、6 ページをお開き願います。

市町村負担金総括表の右側に合計欄がございますが、その合計欄のところをご覧ください。

宮古市の負担金は5,242万4,000円を減額し、18億2,550万8,000円、山田町の負担金は1,794万4,000円を減額し、5 億1,922万8,000円、岩泉町の負担金は1,478万円を減額し、4 億6,819万1,000円、田野畑村の負担金は513万4,000円を減額し、1 億7,832万8,000円でございます。

以上が補正予算（第2号）の概要でございます。

○議長（藤原光昭君） ただいま事務局より説明がありました。これについて何かご質問ございますか。

落合議員。

○9 番（落合久三君） 今回の3 ページ、4 ページ、特に4 ページの埋立処分地施設費のごみ搬入路補修工事に伴う増のところ、確認の意味で、ちょっと教えてほしいです。この工事は、まだ始まっていないように見受けられるんですが、これは、工期はいつ完成の予定でしたか。

○議長（藤原光昭君） 田中課長。

- 施設課長（田中 晋君） 3月中頃を予定しています。
- 議長（藤原光昭君） 落合議員。
- 9番（落合久三君） この工事はいつから始まりますか。というのは、燃えるごみ、燃えないごみ含めて結構出入りが多く、これから年末を迎えるとなれば搬入車両がいつもより混んでくると思われるため、市民がどんどん搬入する中で交通量をどういうふうに規制するのかというのを、今、考えている点を教えてください。
- 議長（藤原光昭君） 田中施設課長。
- 施設課長（田中 晋君） 今日の本会議でこの補正予算が成立次第、決裁のほうを上げて、速やかに業者の選定に入りたいと考えています。また、工事期間中については、誘導員を配置して、支障がないように工事のほうを進めたいと考えております。
- 議長（藤原光昭君） よろしいですか。
（「はい」と呼ぶ者あり）
- 議長（藤原光昭君） そのほかございませんか。よろしいですか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（藤原光昭君） それでは、次に進みます。

◎宮古地区広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

- 議長（藤原光昭君） 次に、宮古地区広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、事務局の説明を求めます。
中村消防次長。
- 消防次長兼総務課長（中村光宏君） 着席して説明させていただきます。
資料ナンバー4をご覧ください。
宮古地区広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の改正要旨についてご説明いたします。
- 1 ページをお開き願います。
- 1の改正の趣旨でございますが、国の取扱いに準じて新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した場合における救急業務手当の特例を定めるため、所要の改正を行うものでございます。
- 2の改正の内容でございますが、1つ目としまして、救急業務を主とする消防職員が新型コロナウイルス感染症の患者または疑いのある者の搬送業務に従事したときは、救急業務手当を支給するものでございます。2つ目としましては、手当の額は、第4条の規定によるほか、新型コロナウイルス感染症の患者または疑いのある者の搬送業務に従事した日1日につき4,000円の範囲内とするものでございます。
- 3の施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の宮古地区広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和2年5月18日から適用するものです。
- 2ページに改正する条例案を添付しておりますので、ご参照願います。
以上で説明を終わります。
- 議長（藤原光昭君） ただいま事務局より説明がございました。これについてご質問ご

ございますか。

落合議員。

○9番（落合久三君） ここで言う全体の趣旨は全く異議なしなんですが、ウイルス感染症の患者及び疑いのある者、この患者及び疑いのある者、当然、PCR検査で陽性の判定が下された人の場合は言うまでもないと思うんですが、疑いのある人、結果として疑いのあると思われる人を搬送したが、その後、陰性であることが分かったというような場合なんかは、この支給の対象になりますか。

○議長（藤原光昭君） 中村消防次長。

○消防次長兼総務課長（中村光宏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

救急要請時または現場到着時に新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合、我々消防機関とすれば、直ちに保健所に連絡を取り、対応を引き継ぐことを原則としております。その結果、保健所から感染症患者の移送に係る協定に基づき、感染疑いの患者として移送の依頼があったものが支給対象となりますので、保健所と連絡を取りながら、保健所のほうの指導を仰ぎながら決定するということとなります。

以上でございます。

○議長（藤原光昭君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） そのほかはございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎令和2年度Net119緊急通報システムの運用開始について

○議長（藤原光昭君） それでは次に、令和2年度Net119緊急通報システムの運用開始について、事務局の説明を求めます。

石田指令課長。

○指令課長（石田康典君） 着席して説明させていただきます。

資料ナンバー5をお願いいたします。

1枚めくっていただきまして、今年度導入のNet119緊急通報システムについて報告させていただきます。

8月19日に入札が行われまして、委託業者は岡山県に本社があります株式会社両備システムズに決まりました。委託期間は令和2年9月1日から令和3年3月31日となります。事業費につきましては、初期導入費、それから、月額委託料込みで21万1,200円、税込みとなります。

広域管内に居住し利用の対象となる方は、宮古市で205人、山田町で67人、岩泉町で69人、田野畑村で13人となっております。

市町村福祉部局の協力をいただき、対象となる方にお知らせし、1人でも多くこのサービスを利用していただけるよう進めてまいります。

今後のスケジュールですが、委託業者、市町村福祉部局と登録支援について調整を図り、今月から該当者へ利用の案内の配布を開始いたします。11月から機器の設置と登録を開始し、接続試験を行いながら、12月1日の運用開始に向けて取り組んでまいります。

以上で報告を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（藤原光昭君） ただいま事務局より説明がございました。何か質問ございますか。よろしいですか。

落合議員。

○9番（落合久三君） 今、説明があった、4番目、通信費用について、ここに利用者が登録する際の通信料や通報時の通信料は自己負担になる、その他の費用はかかりませんが、ここでいうその他の費用というのは、具体的にはどういうことが考えられますか。

○議長（藤原光昭君） 石田指令課長。

○指令課長（石田康典君） ただいまの質問にお答えします。

利用者が登録する際の通信料や通報時の通信料が自己負担になります。その他の費用はかかりませんが、このシステムの利用料、これがかからないということでございます。通報のときの通信料のみかかってくるということでございます。

以上です。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） なるほど。そうすると、あとは通報時の通信料というのは、平たく言えば電話料金、長くしゃべればそれだけちょっと増えるし、短ければそれなりのいいです。分かりました。

○議長（藤原光昭君） そのほかございませんか。よろしいですか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

◎その他

○議長（藤原光昭君） 次に、その他でございますが、議員、事務局から何かございせんか。

坂本書記。

○書記（坂本百洪君） 事務局からでございますが、今年度の行政視察についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、ここ半年間状況の推移を注視してまいりましたが、県内での感染者が確認され、全国的にもいまだに収束の見通しが立たない状況でございます。もう少し状況の推移を見てから実施の可否を判断することも考えられますが、実施時期が年を越すと視察を受け入れる側も忙しい時期になるため、視察先の選定が困難になると考えております。

このような状況を考えると、今年度の行政視察は中止もやむを得ないというふうに考えております。

行政視察の実施の可否について、ご決定をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤原光昭君） 今、事務局から行政視察について、いろいろお話があったんですが、今の事務局の説明の通り取り扱う方向でよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） それでは、今回、コロナの関係で、相手方の状況もありますし、

いつまでもずるずるといふわけにはいきませんし、そういうことで、今回も行政視察については、実施しないと、こういうことに決定をいたします。

そのほか、皆さんのほうから何かございませんか、その他で。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎閉 会

○議長（藤原光昭君） ないようですので、それでは、以上をもって、議員全員協議会を終了いたします。

ご苦労さまでございました。

午前11時28分閉会
